

福島市スポーツ少年団指導者倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、福島市スポーツ少年団（以下「本団」という。）に登録している指導者（以下「指導者」という。）の指導上の倫理に関する必要事項を定め、本団の目的や事業遂行の適正かつ公平な運営を図り、もって本団員の育成及び本団の社会的な信頼を得ることを目的とする。

(基本的責務)

第2条 指導者は、本団規約第3章第4条に規定する「目的」を達成するため、関係規程に基づき職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

(遵守事項)

第3条 指導者は、暴力、各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）、差別等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対行ってはならない。

2 指導者は、個人を尊重し、プライバシーに配慮しなければならない。

3 指導者は、日常の生活において公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 指導者は、公金の経理処理に関しては適正に処理し、他の目的へ流用や不正があってはならない。

5 指導者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本団の指導者として責任ある行動をとらなければならない。

(倫理委員会の設置)

第4条 前条の各号に違反する行為があったと認められる場合には、当該行為に対応するため、スポーツ少年団に倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、指導者の指導上の倫理に関する事項を審査する。

3 倫理委員会は、本部長、副本部長、福島市スポーツ少年団指導者協議会副会長をもって構成する。

(違反処理)

第5条 本部長は、第3条の規定に違反する行為を行ったおそれがある場合には専門家等の協力も得ながら調査をしなければならない。

2 前項の結果、当該指導者に違反する行為があったと認められる場合は、倫理委員会に諮り、必要な措置をとるものとする。

3 前項の措置の内容はそれぞれ次のとおりとする。

(1) 注 意

(2) 活動停止

(3) 登録取り消し

4 本部長は、倫理委員会で決定された処分及び調査報告をまとめ、福島県スポーツ少年団へ報告しなければならない。

(措置の通知)

第6条 本部長は、決定された措置を、速やかに被措置者及び被措置者の登録単位団に文書により通知する。

(プライバシーの保護等)

第7条 事務局員及び倫理委員会の委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、関係者が所属団において不利益な取り扱いを受けないように留意しなければならない。

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、常任委員会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、令和2年5月13日から施行する。